

## 第8章 教員組織

### 1 教員

当専攻では、専任教員 14 名（常勤の実務家専任 6 名を含む。）、本学の他の教育組織を主に担当しつつ当専攻の科目を担当する兼任教員 5 名、非常勤講師 41 名の総数 60 名（正課科目担当者のみ。チューターを除く。）であり、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な数の教員数が確保されている。

また、当専攻の専任教員 14 名中研究者教員は 8 名であるが、その全員が、それぞれの分野につき教育上及び研究上の業績を有している。また実務家教員は 6 名であり、その全員が法曹（全員弁護士、うち 1 名は裁判官出身）としてのキャリアを有し、高度の専門的能力と技術、そして優れた知識経験を有している。各教員の経歴や業績の概要は、当専攻ウェブサイトの「教員紹介」（<http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/sennin/>）に掲載しているが、より詳細は本学ウェブサイト「研究者総覧」を通じ公開されている（<http://www.trios.tsukuba.ac.jp/>）。

次に、教員の採用及び昇任に関しては、「国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程」、「国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する規則」及び「国立大学法人筑波大学大学教員の任用手続等に関する法人細則」に基づき、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制を整備している。

専任教員の採用及び昇任は、「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」に定める基準に従い、慎重に資格審査を行って決定している。「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」によれば、教授、准教授とも、研究者教員は、法学博士の学位、又は博士論文に相当する著書若しくは論文を有すること、及び一定の研究業績と研究歴を有することを要件としており、また実務家教員は、法律実務に関する高度の実務業績と一定の職歴を有することを要件としており、いずれの場合においても教員の教育上の指導能力等を適切に評価している。

当専攻においては、専任教員の採用及び昇任に関して、まず法曹専攻人事委員会において候補者の審査を行い法曹専攻教員会議で承認を得た後、ビジネスサイエンス系人事委員会において承認を得ることになっている。なお、ビジネスサイエンス系人事委員会の審議においては、法曹専攻での決定を尊重する旨の確認がなされている。

なお、非常勤講師の任用については「国立大学法人筑波大学非常勤講師の選考の基準等に関する法人細則」により、候補者の経歴や業績を考慮して、法曹専攻教育会議での審査を経て、ビジネス科学研究科運営委員会において審議・決定する方法がとられている。以上のとおり、当専攻における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されているといえる。

### 2 専任教員の配置及び構成

当専攻の収容定員は 108 名であるので、設置基準によれば、必置専任教員数は 12 人ということになる。それら 12 名の専任教員はいずれも、当専攻に限り専任教員として取り扱

われている。そして、当専攻専任教員のうち半数以上（8名）が教授である。

また、当専攻では、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）について、すべての科目において、当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

当専攻では、平成28年度開設科目の場合、基礎法学・隣接科目群では「刑事政策」、また展開・先端科目群では、「民事執行・保全法」、「倒産法」、「国際取引法」、「金融商品取引法」、「IT法制」、「倒産法演習」、「英文法律文書作成」、「少年法」といった、多様かつ有職の社会人である当専攻学生の需要の高い科目を、専任教員が担当している。

専任教員の年齢構成は、60代2名、50代4名、40代6名、30代2名である。

当専攻の場合、専任の実務家教員6名のいずれもが弁護士活動等（判事等の任官期間を含む）5年以上の実務経験を有している。なお、当専攻ではみなし専任教員を置いていない。

専任の実務家教員の主な担当科目は、「民事訴訟法Ⅱ」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」、「民事法総合演習」、「法曹倫理Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「民事模擬裁判」、「刑事訴訟法総合演習」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事模擬裁判」、「ロイヤリングⅠ」、「倒産法」、「倒産法演習」、「国際取引法」、「英文法律文書作成」、「法学基礎ゼミ」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」といった、いずれもそれぞれの教員の実務経験と関係の深い科目である。

### 3 教員の教育研究環境

法科大学院の教員の授業負担について、当専攻の専任教員で、今年度授業負担が20単位を超える者はおらず、適正な範囲内にとどめられている。

本学では、全学的に、平成25年度より、サバティカル制度を実施しているが、現下当専攻専任教員でこれを利用したことのある者及び利用内定者はいない。

[特長]

該当なし。

[課題]

特になし。